豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成要綱

令 和 4 年 3 月 3 日

危 機 管 理 監 決 定

改正　　令和７年３月２７日

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域防災組織（以下「組織」という。）が災害発生時に活動するため

に必要な資器材や物資等を保管する防災資器材格納庫の設置に係る経費の一部を助成することにより、防災資器材の適正管理及び地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この要綱において掲げる各用語の意味は、次の各号のとおりとする。

（1）防災資器材格納庫　災害発生時に組織が活動するために必要な資器材や物資等を保管する用途で設置するもの。

（2）助成　組織からの助成申請に対して、防災資器材格納庫の購入・設置・修繕に要

した費用の一部を援助する行為

（3）助成対象経費　防災資器材格納庫の購入・設置・修繕に要した費用の額とする。

（助成金額）

第3条　この要綱による助成限度額は、**210,000円**とする。ただし、購入・設置・修繕に要した費用が助成限度額に満たない場合は、その費用全額を助成額とする。

（助成の範囲）

第4条　この要綱による助成の範囲は、各年度の予算の範囲内で行うこととする。

（助成対象）

第5条　この要綱による助成対象となる防災資器材格納庫は、1組織につき1棟とする。

2　助成申請においては、経年劣化又は組織に瑕疵のない原因により破損している状態であることを確認後に助成対象とする。

（申請手続）

第6条　この要綱による助成を受けようとする者は、豊島区地域防災組織防災資器材格

納庫設置助成申請書兼実績報告書（第1号様式）に支出を証する書類を添えて、区長

に申請するものとする。

（助成決定）

第7条　区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、豊島区地域防災組織

防災資器材格納庫設置助成決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に対し助成

の可否・助成金の額について、通知するものとする。

2　同条の場合において、適正な支給を行うために必要があるときは現地確認を行うこととする。

（決定の取り消し）

第8条　区長は、前条の助成の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成の決定の一部または全部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。

（2）助成の決定に際して付した条件に違反したとき。

（3）その他、この要綱の規定に違反する等、区長が助成を不適当と認める事由が生

じたとき。

2　区長は、前項の規定により助成の決定の一部または全部を取り消した場合は、豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成決定取消通知書（第3号様式）により、その旨を助成決定者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条　第8条により助成の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成取下げ申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（1）助成決定後、防災資器材格納庫の購入及び設置を取り止めるとき。

（2）その他、助成申請を取り下げるとき。

（助成金等の返還）

第10条　区長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に交付されているときは、豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成返還請求書（第5号様式）により、助成決定者に対して期限を定め、返還を求めるものとする。

（他商品の宣伝および販売の禁止）

第11条　設置業者は、防災資器材格納庫設置作業の際、助成決定者に対して他商品を宣

伝し、または販売してはならない。ただし、助成決定者から希望のあった場合は、こ　の限りではない。

（財産処分制限期間）

第12条　区長は、豊島区補助金交付規則第23条に規定する、交付の目的に違反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、区長の承認を受けさせなければならない。

（免責）

第13条　助成後の防災資器材格納庫の維持管理については、各組織が行うものとし、当該防災資器材格納庫に起因した事故その他被害について、豊島区はその責任を負わないものとする。

（委任）

第14 条　この要綱に定めるほか、助成事業に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和7年4月1日から施行する。

２　この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第6条）

　　年　　月　　日

豊島区長 殿

**豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成申請書兼実績報告書**

豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成要綱に基づき、地域防災組織防災資

器材格納庫の設置助成申請書兼実績報告書を次のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ申請者氏名 | 団体名：代表者名： |
| 設置場所 | 豊島区　　　　　　　　丁目　　　番　　　号（施設名：　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 電話番号 | 自　　宅　　　　　 （ ） |
| 携帯電話　　　　　　（　　　　） |
| 設置完了日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 添付書類 | * 支給又は、購入した倉庫の設置前、設置後の写真
* 領収書（購入日、品名、金額、業者名が分かるもの）
* 設置場所図面
 |

|  |
| --- |
| 区記入欄 |
| 受付番号 | 受付日 | 決定日 |

【提出先及び問い合わせ】

豊島区役所5階（豊島区南池袋2-45-1）

 豊島区 総務部 防災危機管理課

防災事業グループ

℡　03－4566－2572

第1号様式（第6条）

記載例

　　年 　月　 日

豊島区長 殿

**豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成申請書兼実績報告書**

豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成要綱に基づき、地域防災組織防災資

器材格納庫の設置助成申請書兼実績報告書を次のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ申請者氏名 | 団体名：豊島地区災害対策部代表者名：町会長　豊島　太郎 |
| 設置場所 | 豊島区南池袋２丁目４５番１号（施設名：豊島区役所公園内） |
| 電話番号 | 自　　宅　03-4566-2572 |
| 携帯電話　　　　　　（　　　　） |
| 設置完了日 | 　　　　　令和〇年〇〇月〇〇日 |
| 添付書類 | ☑支給又は、購入した倉庫の設置前、設置後の写真☑領収書（購入日、品名、金額、業者名が分かるもの）☑図面 |

|  |
| --- |
| 区記入欄 |
| 受付番号 | 受付日 | 決定日 |

【提出先及び問い合わせ】

豊島区役所5階（豊島区南池袋2-45-1）

 豊島区 総務部 防災危機管理課

防災事業グループ

℡　03－4566－2572

（　　　―　　　）

第2号様式（第7条）

豊総防発第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　 様

　　　　　豊島区長　（　氏　名　） 印

**豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成決定通知書**

申請のありました豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成金交付申請について、下記のとおり決定しましたので豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成要綱第7条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 助成可否 | 可 |
| 助成金交付決定額 | 円 |
| 申請者氏名 | 団体名：代表者名： |
| 設置場所 | 豊島区　　　丁目　　番　　号施設名：（　　　　　　　　　　） |

（助成条件）

１　本助成制度を利用し、購入及び設置した防災資器材格納庫は、助成目的の

とおり使用し、他の目的に使用しないこと。目的外の使用の場合は、支

給した現品又は助成金を返還していただくことがあります。

２　本助成金は、地方自治法第199条第1項の規定により、本区監査委員

の監査対象になります。

３　偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときには助成を取り下げます。

４　区長が助成金の交付決定に際して付した条件に違反したときには助成を取り下げます。

５ その他、豊島区地域防災組織防災格納庫設置助成要綱の規定に違反する等、区長が助成金の交付を不適当と認める事由が生じたときには助成を取り下げます。

（　　　―　　　）

第3号様式（第8条）

豊総防発第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　 様

　　豊島区長　（　氏　名　） 印

**豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成決定取消通知書**

　年　月　日付で申請を受け、　年　月　日付で「豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成決定通知書（第2号様式）」を送付いたしましたが、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取り消しの事由 |  |
| 申請者氏名 | 地域防災組織名：代表者名： |

【担当及び問い合わせ】

豊島区役所 5階（豊島区南池袋2-45-1）

豊島区 総務部 防災危機管理課 防災事業グループ

℡　03－4566－2572

第4号様式（第9条）

　　年　　月　　日

豊島区長　殿

（申請者）

団体名

氏　名　　　　　　　　　 印

住　所

連絡先

**豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成取下げ申請書**

　　年　 月 　日付で交付決定のありました豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成に係る事業を下記により取り下げたいので、申請します。

記

1. 中止する理由

2　その他必要な事項

第5号様式（第10条）

豊総防発第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　 様

　　　豊島区長　（　氏　名　） 印

**豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成返還請求書**

豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成決定取消通知書（第3号様式）の通知により、豊島区地域防災組織防災資器材格納庫設置助成要綱第10条の規定に該当すると認められたため、下記のとおり返還を求める。

記

返還請求内容　　□ 助 成 金　　　　　　 　 　円

【担当及び問い合わせ】

豊島区役所 5階（豊島区南池袋2-45-1）

豊島区 総務部 防災危機管理課 防災事業グループ

℡　03－4566－2572